平成２９年（フ）第２５７号
香川県高松市古新町１番地８　富士ロイヤル305号
債務者　長尾　智子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８６号
長崎県諫早市多良見町化屋1393番地17
債務者　井之前小百合
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
山口県宇部市川添２丁目５番43―７号
債務者　伊藤　忠明
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４４号
山口県宇部市川添２丁目５番43―７号
債務者　伊藤　安子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第９７号
山口県山陽小野田市日の出３丁目２番５号
債務者　福田　純子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第９９号
山口県宇部市恩田町１丁目４番５－８号
債務者　山崎　勇
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第８６号
福島県いわき市平字愛谷町１丁目７番地の６
伊藤ハイツ北１Ｆ
債務者　菅原　玲子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１０８号
北海道積丹郡積丹町大字美国町字美良波203番地３、前住所北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗95番地
債務者　梅野　敬志
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４９９号
仙台市若林区荒井５丁目３番地の１　スプリングフィールド201、従前の住所仙台市青葉区八幡６丁目５番14号
債務者　沼田　麻衣
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１５号
仙台市若林区新寺１丁目７番17―521号
債務者　千葉　紘美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８１２号
仙台市若林区六丁の目西町２番28―801号
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
茨城県稲敷郡美浦村大字舟子140番地11、前住所茨城県稲敷市江戸崎甲4398番地５
債務者　成田　昭悦
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
茨城県取手市井野３丁目11番24―201号
債務者　荒川　章子（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
茨城県稲敷郡河内町生板108番地
債務者　昼間　竜幸
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
茨城県稲敷郡河内町生板108番地
債務者　昼間　美樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
茨城県古河市上辺見475番地39
債務者　大里　利政
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１９９号
茨城県古河市上辺見475番地39
債務者　大里　照子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部